

事務連絡
令和2年11月24日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について

高齢者施設における感染拡大防止のための留意点等については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、同年10月15日付一部改正）等で示しているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。

こうした中で、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しており、重症者、死亡者の発生を可能な限り食い止めるため、積極的な検査を実施するとともに、高齢者施設等に対し、施設内感染防止対策をあらためて徹底することとしています。（別添（新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）（令和2年11月21日）資料3）参照）

これまで、平時から感染時までのケア等の具体的な留意点や、感染対策のポイントをまとめた動画の公表、各施設における自主点検の促進等を行っているところですが、関連事務連絡・資料等について以下に整理しお示ししますので、改めて参照頂き、貴管内市町村への周知を行うとともに、管下の施設に対して感染拡大防止対策の再徹底を促していただけますようお願いいたします。

記

- 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
（令和2年4月7日付け事務連絡。令和2年10月15日付け一部改正。）
：入所者及び職員の日々の健康管理、平時から感染時までのケア等の具体的な留意点の周知。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

- 動画「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」
（令和2年5月7日から随時）
：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた基本的な所作を習得できる感染対策のポイントについての動画の公表。
<https://www.youtube.com/watch?v=gSgft2xPMVc>

- 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について
て
（令和2年6月30日付け事務連絡）
：感染者等が発生した場合に備えた応援体制構築等を都道府県に依頼。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000645119.pdf>

- 高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領
（令和2年7月31日付け事務連絡（別添））
：基本的な感染対策、感染者や濃厚接触者が発生したことを想定したシミュレーションの実施等の自主点検の実施促進。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>

- 高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について
（令和2年8月7日付け事務連絡）
：行政検査の対象、施設における検体採取場所の事前検討等について周知。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000658015.pdf>

- 高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について（その2）
（令和2年9月30日付け事務連絡）
：自主点検の結果とりまとめとともに、机上訓練シナリオによるシミュレーシ

ヨンの実施促進。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

- 介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について
（令和2年10月1日付け通知）

: 介護現場で着実な感染対策を実践できるよう、基礎的な情報から、感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678650.pdf>

- 高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）
（令和2年11月19日付け事務連絡）

: 高齢者施設等での検査の徹底、自費検査を実施した場合の補助に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用、高齢者施設等団体での相談窓口の設置等について周知。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000696766.pdf>

重症者、死亡者の発生を可能な限り食い止めるための積極的な検査の実施

資料3

高齢者施設等でクラスターが多発している中、重症者、死亡者の発生を可能な限り食い止めるため、積極的な検査を実施する。

1. 高齢者施設等での検査の徹底等

(1) 高齢者施設等での検査の徹底、直ちにに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること、当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して検査を実施することを全都道府県に徹底。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組む。

※ 施設側から検査の実施を自治体に求めたが速やかに実施されないケースがあれば、高齢者施設等団体に設置した相談窓口を通じて把握。厚労省から自治体に善処を求める。

(2) 自費検査を実施した場合の補助

- 保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助を実施。
- (3) 併せて、高齢者施設等に対し、施設内感染防止対策をあらためて徹底。

2. クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施

○ 直近1週間で中規模（5人以上を目安）以上のクラスターが複数発生している地域（保健所管内を基本）では、感染者が一人も発生していない施設等であっても、下記の優先順位に従って積極的に検査を実施する。

<優先順位及び実施に当たった際の考え方> → 以下の①、②の順で優先して検査を実施する。

- ① 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団
 - ・ 高齢者施設、医療機関等
- ② クラスターが発生している施設等と関連する高齢者施設、医療機関等（例えば、施設間で職員や利用者の行き来があるもの等）について特に優先して実施。
- ③ 感染が生じやすく（三密環境等）、感染があった場合に地域へ拡大しやすい（不特定多数との接触）場所・集団
 - ・ 接待を伴う飲食店の従業員等を優先。

3. 自治体への人的支援

○ 国において、派遣可能な保健師等の専門人材を約600名確保し、必要な場合すぐに派遣できる体制を整備（IHEAT：Infectious disease Health Emergency Assistance Team）。今後さらに人材の登録を進め、機動的に現場を支える体制を強化。